

令和3年(訴)第1号

第1回公判調書(手続)

被訴追者氏名	岡口基一(出頭)
事件名	罷免訴追
公判をした年月日	令和4年3月2日
裁判長裁判員	船田元
裁判員	松山政司
裁判員	階猛
裁判員	山本有二
裁判員	稲田朋美
裁判員	山下貴司
裁判員	杉本和巳
裁判員	北側一雄
裁判員	有村治子
裁判員	野上浩太郎
裁判員	鉢呂吉雄
裁判員	古賀之士
裁判員	安江伸夫
裁判員	片山大介
参事	鈴木浩
参事	渡邊洋子
裁判官訴追委員会委員長	新藤義孝
裁判官訴追委員	鈴木淳司
裁判官訴追委員	佐藤正久



裁判官 訴追委員 越智 隆雄
裁判官 訴追委員 柴山 昌彦
出頭した 弁護士
(主任) 西村 正治
伊藤 真
大賀 浩一
岡田 浩志
小倉 秀夫
児玉 晃一
田鎖 麻衣子
野間 啓
前田 領

人定質問

氏名 岡口 基一

生年月日、本籍、住居、官職は、訴追状記載のとおり

訴追状の朗読

訴追委員長は、訴追状を朗読した。

弁護人の釈明要求

主任弁護士

本日付け求釈明書記載のとおり

裁判長の釈明命令

訴追委員会は、本日付け求釈明書 1 ないし 4 の事項について明確にされた
い。

訴追委員会の釈明

訴追委員長

次回期日以降に明らかにしたい。



黙秘権等の告知

裁判長は、被訴追者に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができ、また陳述をすることもできるが、陳述した内容は自己に有利な証拠とも不利な証拠ともなる旨を告げた。

訴追事件に対する陳述

被訴追者

私がいたしました表現行為の中には不適當なものもあり、そのこともあってこの裁判に至っていることについては、まず、裁判の冒頭で深くお詫びを申し上げたいと思っております。個々の訴追事由についての認否は、弁護人の陳述に委ねたいと思います。

伊藤弁護人

本日付け訴追事由に対する弁護人意見記載のとおり

次回期日

追って指定

平成令和4年3月25日

裁判官弾劾裁判所

参事 鈴木



参事 渡邊 洋子

